

大阪市立三津屋小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年5月1日改定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自分を認め、他者と響き合い、心しなやかに生き抜く子ども」の育成のために「三津屋小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 「いじめを絶対に許さない」ことを全教職員が共通理解し、児童への指導にあたる。
- ② 「いじめに関するアンケート」の実施等、未然防止・早期発見に努める。
- ③ 地域や保護者に、いじめ問題の重要性の認識を広め、家庭・地域との連携協力を図る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての子どもを対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善を行う

- ① 子ども一人一人を深く理解し、授業の場での活躍の場をつくとともに、全ての子どもが楽しくわかる授業を展開するように努める。
- ② 子どもに共同で学ぶことの意義を知らせ、学級やグループで協力して学ぶことの大切さを実感させるため、学び合う場を積極的につくり、みんなで学び合う場を設け、子ども一人一人が、互いの違いを認め合い、互いに支え合い、学び合う人間関係を醸成する。
- ③ 3年生以上の学年で教科別担任制を実施し、児童の実態に合わせた指導を行うとともに、多様な視点で子どもたちの力を伸ばす。

(2) 自己有用感・自己肯定感を高める

- ① 特別活動等の望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

- ② なかよし班（たてわり班）による異学年での様々な集団活動を通して、友達を思いやる態度を育てるとともに、自己肯定感や集団の一員としての連帯感や責任感を養う。
- ③ キャリアパスポート等を活用して、夢や希望を持ち、人の役に立つ人間になろうと思う心を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 「いじめについて考える日」をはじめ、いじめについて考える機会を計画的に設け、「いじめは絶対に許されないこと」という雰囲気を醸成する。
- ② 道徳教育や人権教育の年間計画を各学年作成し、その計画に基づいて実践に取り組む。
 - ・ いじめを絶対に許さない気持ちを育てる
 - ・ 命の大切さや相手の気持ちを考える大切さに気づかせる
 - ・ 情報モラル教育を進め、意識を高めさせる

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日頃の子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが示す小さな変化を見逃さぬようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が継続的に情報交換を行い、共通理解を図る。
- ② 定期的なアンケート調査の実施、スクールライフノートによる「心の天気」「相談機能」の活用により、児童の課題に気づき、早急に対策がとれるようにしておく。
- ③ 休み時間や放課後等における子どもの様子にも目を配り、日記や懇談会・家庭訪問等の機会を活用して家庭の問題や悩みを把握し、いじめに関する情報については、小まめに記録を取り、教職員全体で共有する。
- ④ 子どもが日頃からいじめに関して相談できる雰囲気づくり・体制整備をするとともに、相談窓口機関等を児童に知らせ、一人で悩んだり、問題を抱え込んだりしないようにする。

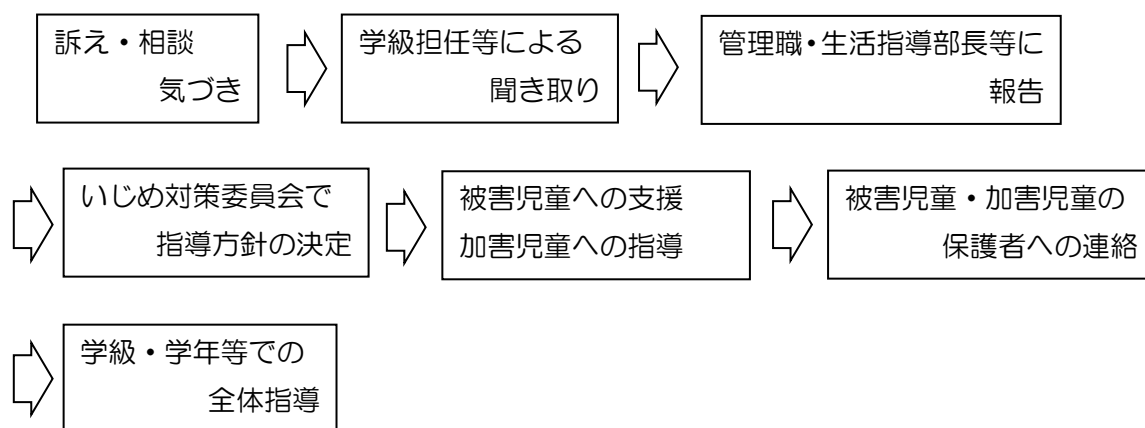
5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を発見、または通報を受けた教職員は、速やかに管理職並びに生活指導部長、人権教育主担に報告する。学校は「いじめ対策委員会」を立ち上げる。
- ② 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組み、教職員全体で共通理解を図る。事態の状況に応じて、関係機関・専門機関とも連携し対応に当たる。

※ いじめ発見・解決の流れ



6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① いじめ対策校内委員会

<構成> 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育主担・養護教諭・当該学年

※事案に応じて、特別支援学級担当・外国人教育主担、S C、S S W等を加える。

<役割> ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

② 生活指導部会

<構成> 生活指導部長・生活指導部教職員

<役割> 月1回、定期的を開催し、生活指導に関わる取り組みについての協議や生活指導上の問題や不登校についての情報交換を行い、共通理解を図る。

③ 人権教育部会

<構成> 人権教育主担・人権教育部教職員

<役割> 月1回、定期的を開催し、人権教育に関わる取り組みについての協議やいじめ・虐待・DV・ネグレクト・ヤングケアラー・不登校などの問題についての情報交換を行い、共通理解を図る。

④ 年間計画

【調査等】

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| (1) 児童対象いじめアンケート調査 | 年3回（6月・11月・2月） |
| (2) 学校評価アンケート(児童・保護者)調査 | ・児童 年2回（7月・12月）
・保護者年1回（1月） |
| (3) 不登校・生活指導調査 | 年3回（7月・12月・3月） |
| (4) 体罰・暴言アンケート調査 | 年2回（9月・2月） |

【研修会】

人権教育研修会（児童理解、人権・外国人教育、特別支援教育）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校での取組や児童の様子等を、ホームページや学校・学年だより等で情報発信する。
- ② 学校協議会等で学校の取組を伝え、地域・関連機関と協力体制をつくる。

(3) 取組内容の検証

- ① いじめアンケート等を実施し、いじめの実態把握を行うとともに、結果の集計・分析・考察を通して、取組の見直し・改善を図る。
- ② 「運営に関する計画」の中間評価・最終評価を通して、取組内容・指標等を検証する。

7. 重大事案への対処

○ 次のような重大事案

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

○ 「いじめ対策校内委員会」が中心となって、誠意ある対応に努める。

- ・窓口の一本化を図る
- ・いじめられた児童の安全、保護を最優先する
- ・事実関係の明確化に努める
- ・被害児童及びその保護者への適切な情報提供を行う

大阪市立三津屋小学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について

=年に2回程度校内研修を実施する。

(スクールロイヤー等を講師とした校内研修を1回以上開催する。

教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回)

早期発見のために

・日々の観察 ・いじめアンケートの実施 (学期に1回以上=年に3回以上)

・スクールライフノートによる「心の天気」や「相談」機能 ・家庭や地域との連携

・学校以外の相談窓口の周知 ・SCによるカウンセリング

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員

- ・いじめと疑われる行為を発見した
- ・児童から相談や訴えがあった
- ・外部から通報があった
- ・保護者から相談や訴えがあった
- ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭

- ・いじめ対策校内委員会の開催

いじめ対策校内委員会
校長・教頭・教務主任・生活指導部長・
人権教育主担・養護教諭・当該学年
※必要に応じて、特支担当・外国人教育主担、
SC・SSW

【協議内容】 初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階よりSCによる心のケア

被害児童生徒

加害児童生徒

その他の児童生徒

- ・聞き取り方法 (どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか? 聞き取る内容は?)

担任・学年所属教員・生活指導部長等

- ・児童からの聞き取り等

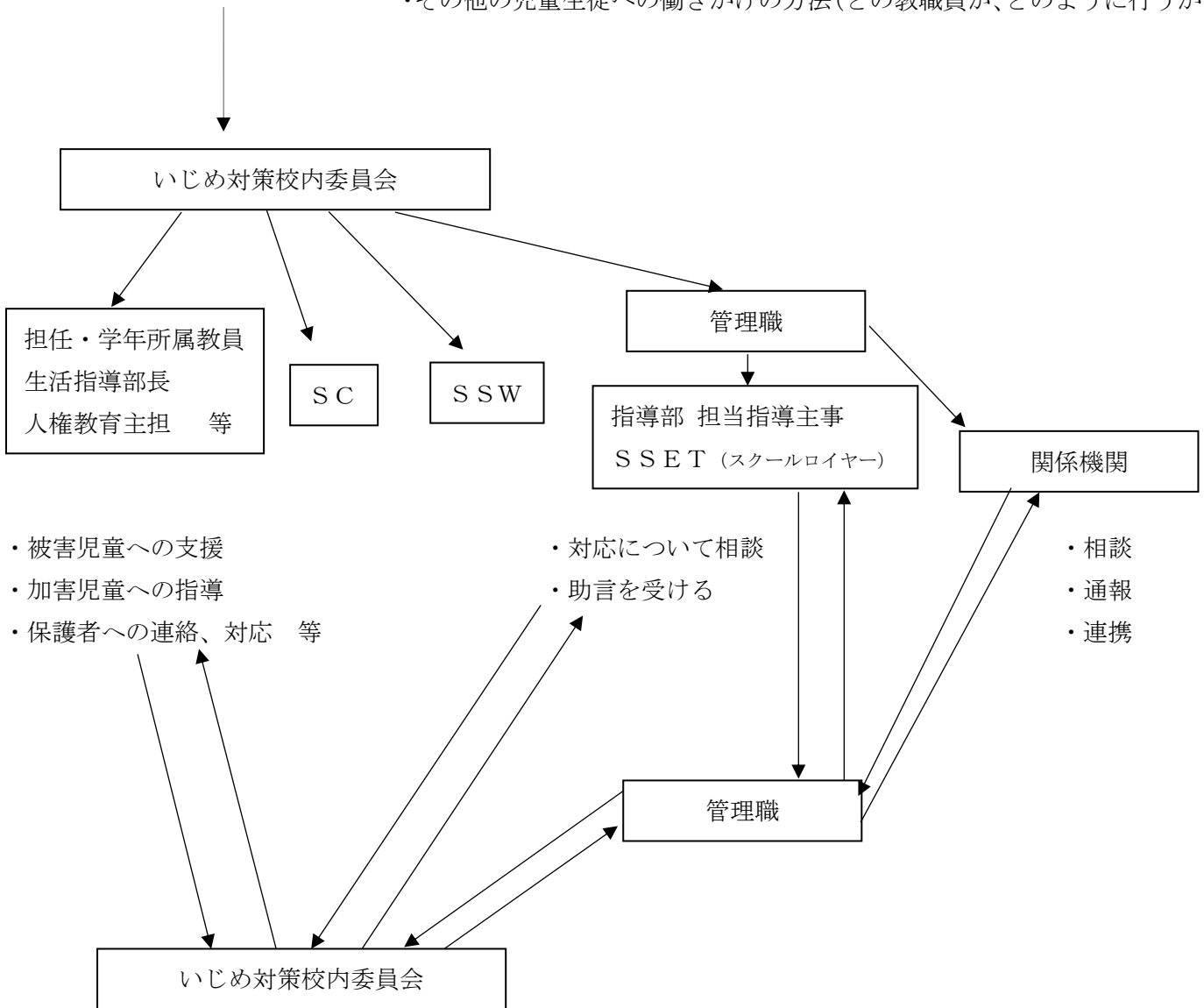
いじめ対策校内委員会

【協議内容】 指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害児童生徒への具体的な支援の方法
(どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか?)
- ・加害児童生徒への具体的な指導の方法
(どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか?)
- ・保護者への連絡について
(どの教職員が、どのような方法で行うか? 説明する内容は?)
- ・関係機関との連携について (連携の必要があるか? 連携の必要がある場合、

どの関係機関と、どのように連携するか?)

・その他の児童生徒への働きかけの方法(どの教職員が、どのように行うか?)



【協議内容】 更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害児童の安全確保、心のケア、学習支援について報告
更なる対応の検討
- ・加害児童への指導について報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

全教職員

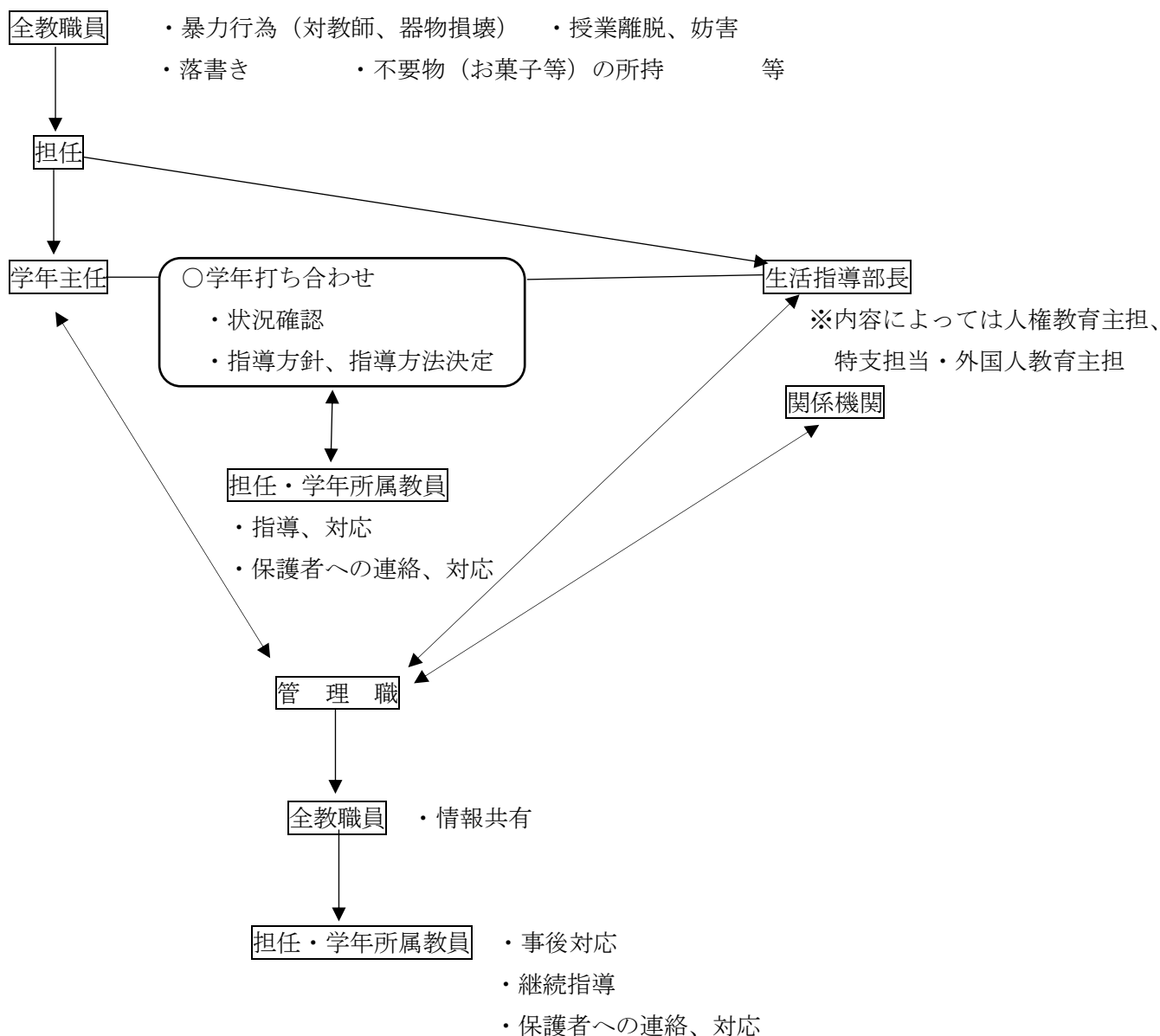
・日々の見守り

「被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。